

新型コロナウイルス感染症に係る市主催イベント等の開催の目安

※下線は改定箇所

令和2年10月9日

小浜市新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症対策については、11月末までの市主催イベント等の開催の目安を下記のとおり定める。

1 基本的な考え方

感染防止対策と経済社会活動の両立のため、徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を図っていく。

会場収容率の目安

- (1) 大声での歓声、声援等がないことおよびマスクをはずす行動が想定されないことを前提とする場合は、収容率の上限を100%とする。収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人とが接触しない程度の間隔）を空けることとする。
- (2) 大声での歓声、声援マスクを外す行動等が想定される場合は、収容定員が設定されている場合は当該収容定員の50%までの参加人数とする。収容定員が設定されていない場合は、飛沫が発生すると想定される人と周囲の人との間隔を（1m）を要することとする

※詳細については、国が令和2年9月11日付で示した「11月末までの催物の開催制限等について」を参照

2 イベント等の開催においては下記の感染防止・リスク軽減対策を出来得る限り実施する

感染リスクの回避

- マスクの着用徹底（ただし、着用が困難な方に対しては配慮すること）
- 発熱、咳、全身倦怠感等の風邪症状がみられる場合は参加を控えるよう要請する
- 過去2週間以内に、新型コロナウイルス感染者や疑われる方と接触した可能性がある方は参加を控えるよう要請する

密閉の回避

- 会場内は、2方向の窓（1方は出入口でも可）を同時に開けるなどにより、換気を励行する（開会前および1時間に10分、可能であれば30分に5分程度）

密集、密接の回避

- 人が集まる場合には、可能な限り対面を避け、地域の行事、お祭り等を開催する場合は、お互いの距離を1mあけて参集可能な会場の広さを確保する
- 開催のメイン会場のみならず、喫煙所や更衣室、休憩室催物前後の行動等においても人と人との距離を確保できるようにする

- 近距離での発声は避ける。発声が必要な場合は、対面を避け、発声者が発する飛まつが相手にかからないよう配慮する

清潔の保持

- 咳エチケットの徹底と、手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗うよう推奨する
- アルコール消毒液を会場に設置するか、会場内または近くの手洗い場が利用しやすいよう案内する
- ドアノブや机、イス、手すり、各種スイッチ等、スタッフや参加者が共有する場所や物品の消毒をする
- 開催中に各自が使用する物品（筆記用具や衛生物品）等はできる限り持参していただき、共有を避ける
- 共有物の物の消毒ができない場合は、触れる人数をできる限り減らすとともに、触れる前後に手指を清潔にする

参加者の連絡先等の把握

- 参加者の健康状態や周囲に感染確認者がいないか等のリスクを確認するとともに、感染症の発生が確認された際に積極的疫学調査が直ちに実施できるよう、氏名や連絡先を把握し保管しておく

その他

- 感染した際に重篤化しやすい人（65歳以上の方、持病のある方）を対象とする場合は3つの密が発生しないよう配慮するとともに、参加する本人または保護者等に、感染防止・リスク軽減対策の協力を求めること
- 店舗等が実施している対策や接触確認アプリ（COCOA）の利用を促し、クラスターの発生と拡大の防止に協力を求めること。万一接触確認アプリからの通知があった場合には、帰国者・接触者相談総合センター（電話：0776-20-0795）に相談するよう促すこと

3 感染リスクを高めやすい場面

(1) 飲酒を伴う懇親会

特に敷居などで区切られている狭い空間に、大人数が滞在する場合

飲酒に伴い聴覚が鈍磨すると考えられ、大きな声になりやすい。また、飲酒の影響で、感染防止ガードが下がると考えられる

(2) 大人数やマスクなしでの会話

接客や下記(3)の仕事後や休憩時間などの際にマスクを外して会話する場合

(3) 仕事後や休憩時間

しっかりした感染対策をとった事務的な仕事そのものの感染リスクは低いと考えられるが、仕事後や休憩時間に密な状況が起こる場合

(4) 宿泊を伴う行事

宿泊を伴う行事など、大人数が閉鎖空間に長時間一緒にいる場合

(5) 激しい呼吸を伴う運動

換気の悪い閉鎖空間で人と人との距離が近く、激しい呼吸を伴う運動を行う場合

(6) 屋外での活動の前後

屋外での活動自体については感染リスクが低いと考えられるが、その前後の車での移動や食事などで三密が生じる場合